

学校法人 学 文 館
役 員 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人学文館（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事その他役員、（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は常勤の役員については年俸制とし、非常勤役員については非常勤手当と通勤手当とする。

2 役員報酬は原則として、常任理事会において承認された役員報酬基準額（別添表1）に基づいて支給される。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬の支給日は、学校法人学文館職員給与規程（以下「職員規程」という。）第14条の例に準じる。

2 前項の規程にかかわらず非常勤役員の報酬は、執務を行った日に属する月の翌月に支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 役員報酬はその金額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員報酬は、役員の申し出があった時には前項の規程にかかわらず、役員の指定する預金口座への口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の計算)

第5条 新たな常勤役員になった者には、その月から報酬を支給する。

2 役員が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を日割計算とする。

3 役員が死亡した場合は、その月までの報酬を支給する。

(給与の月額等)

第5条 常勤の役員の給与は別添表1に定める年俸額を基礎として、月々に相当する額を支給する。

2 前項に規定する給与の額は法人運営状況及び社会情勢を勘案して増減することができる。

(通勤手当)

第7条 常勤役員の通勤手当は、職員給与規程9条（通勤手当）の例に準じて支給する。

(非常勤役員、その他役員の支給)

第8条 非常勤役員、その他役員についての給与・手当は任命権者の決裁により支給する。

(規程の改定)

第9条 本規程の改定は常任理事会に於いて決定する。

附 則

この規程は平成21年7月22日から施行する。

別添表 1

職種	年俸額
理事長	15,000,000円以上20,000,000円以下 就任時の教職員の最高年俸より上位に置く
名誉理事長	20,000,000円以下
常任理事	1,200,000円以上18,000,000円以下 ただし職員の身分があるものが常任理事となつた場合には、職員給与規程によって給与を決定し、役員手当を加算支給する
常勤監事・その他常勤役員	1,200,000円以上5,000,000円以下
非常勤理事、監事	200,000円以下の役員手当